

市民オンブズ岡崎
渡邊 研治 様
[REDACTED] 様

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	石 川 真 司
同	畑 尻 宣 長
同	杉 浦 久 直

住民監査請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき令和7年1月16日付けで提出のあった岡崎市職員措置請求書による住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果は、下記のとおりです。

記

第1 請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 請求の要旨

請求人提出の措置請求書による請求要旨は、次のとおりである。

1 請求すべき事柄

岡崎市（以下「市」という。）は、令和3年度から令和5年度に「市政に関する町内会業務委託」（以下「業務委託」という。）を岡崎市総代会連絡協議会（以下「協議会」という。）に委託し、市政に関する町内会業務委託料（以下「委託料」という。）を支払っている。

このうち、複数町内会の分をまとめて一つの口座に支払った町内会の分（49,000円×22町内会×3年分＝3,234,000円）の委託料（以下「本件委託料」という。）は、以下の理由により違法又は不当であるため、岡崎市長をして、協議会に対し、各町内会と連帯して市に返納させることを求める。

2 請求する理由

市は、令和3年度に、委託料として、協議会に対し令和3年6月7日に上半期分として556町内会分の委託料74,866,455円を支払い、令和3年11月12日付けで世帯数の変更により再協議を行い、下半期分として75,239,955円を支払い、合計で150,106,410円を支払った。

令和4年6月13日に上半期分として556町内会分の委託料75,371,925円を支払い、6月22日に93,790円を追加で支払い、令和4年11月11日付けで世帯数の変更により再協議を行い、下半期分として75,703,925円を支払い、合計で151,169,640円を支払った。

令和5年6月21日に上半期分として556町内会分の委託料75,827,595円を支払い、令和5年11月10日付けで世帯数の変更により再協議を行い、下半期分として76,365,020円を支払い、合計で152,192,615円を支払った。

委託料の額は、世帯割として1世帯あたり年額830円、均等割として1町内会あたり年額49,000円となっている。

業務委託は市と協議会との間で協議されているが、実際に委託しているのは町内会である。委託料は各町内会会計に支払われるべきところ、委託料の支払の中に、複数の町内会の分の支払が、同一名義の口座に入金されているものが以下のとおり確認された。

表1

町内会	支払先口座名（個人名省略）	不当支出
上六名一丁目 上六名二丁目 上六名三丁目 上六名四丁目 上六名町	カミムツナゼンチョウカイケイ	4町分
羽根東一区 羽根東二区 羽根東三区	ハネヒガシマチチョウナイカイ カイケイ	2町分
柱東本一区 柱東本二区 柱東本三区	ハシラヒガシホンマチチョウナイカイ ソウダイ	2町分
上和田一区 上和田二区 上和田三区	カミワダチョウナイカイカイケイ	2町分

羽根西一丁目 羽根西二丁目 羽根西三丁目	ハネニシカイケイ	2 町分
天白町一区 天白町二区 天白町三区	テンパクチョウチョウナイカイ カイケイ	2 町分
江口一丁目 江口二丁目 江口三丁目	エグチカイケイ	2 町分
羽根北新町一区 羽根北新町二区	ハネキタシンマチチョウナイカイ カイケイ	1 町分
城南町一丁目 城南町二丁目 城南町三丁目	ジョウナンチョウチョウナイカイ カイケイ	2 町分
井内町一区 井内町二区	イナイチョウカイケイ	1 町分
宮地町東 宮地町西 宮地町中	ミヤヂクチョウカイケイ	2 町分

表 1 の町内会（以下「本件町内会」という。）は、それぞれに町内会が存在するかのように装っているが、そのような実体はないと言え、委託料のうち、均等割分を詐取しているものである。

これは、法第 2 条第 14 項が「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようようにしなければならない。」と規定していることに反している。

よって、市をして、協議会に対し、本件町内会と連帯して、本件委託料を、市に返納させることを求めるものである。

3 提出された事実証明書

- (1) 令和 5 年度 市政に関する町内会業務の委託について（協議）（1 号証）
- (2) 令和 5 年度請求書等（上下半期）と口座一覧（2 号証）
- (3) 令和 6 年 8 月 15 日付 公文書不開示決定通知書（3 号証）
- (4) 当会が作成した令和 3 年度分から 5 年分を一覧表にしたもの（4 号証）
- (5) 令和 6 年 8 月 28 日「町内会事務委託費の振込口座の変更を求める要望書に対する回答について」（5 号証）

第3 監査の実施

監査委員は、請求人から請求を補足する陳述を受けたほか、市民安全部市民協働推進課から提出された書類を調査するとともに関係職員からの事情聴取を実施した。

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し令和7年2月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、陳述の補足説明資料及び新たな証拠の提出があった。

補足説明は、協議会と本件町内会が共同して実体のない複数の町内会が存在するかのように装い、市に対し本件委託料の請求を行ったことにより、市が不当な支出を行ったのであるから、協議会と本件町内会は、市に対し連帯して本件委託料の返還をする責任を負うべきであり、詐取事案については、法第242条第2項に定める1年間の期間制限にはかからない、という趣旨であった。また、提出された新たな証拠は次のとおりである。

- (1) 地縁団体登録した町内会一覧表
- (2) 羽根東自治会規約
- (3) 江口町内会規約（案）

2 監査対象部局の調査

法第199条第8項の規定により、市民安全部市民協働推進課に対し関係書類の提出を求め調査するとともに、当該請求に係る関係職員として令和7年2月13日に市民安全部長、市民協働推進課長、市民協働推進課副課長及び市民協働推進課市民協働係係長からの事情聴取を実施した。要旨は次のとおりである。

(1) 委託料に係る財務会計行為のあった日について

ア 令和3年度

(上半期分)

支出負担行為	令和3年4月1日
支出命令	令和3年6月7日
支出	令和3年6月24日

(下半期分)

支出負担行為変更	令和3年11月12日
支出命令	令和3年11月16日
支出	令和3年12月2日

イ 令和4年度

(上半期分)

支出負担行為	令和4年4月1日
支出命令	令和4年6月13日
支出命令（追加分）	令和4年6月22日
支出	令和4年6月23日
支出（追加分） （下半期分）	令和4年7月7日
支出負担行為変更	令和4年11月11日
支出命令	令和4年11月24日
支出	令和4年12月8日
ウ 令和5年度 （上半期分）	
支出負担行為	令和5年4月1日
支出命令	令和5年6月21日
支出	令和5年6月29日
（下半期分）	
支出負担行為変更	令和5年11月10日
支出命令	令和5年11月14日
支出	令和5年12月7日

なお、令和5年12月7日の後、委託料に係る支出はない。

(2) 委託料に係る公文書開示請求について

ア 1 件目

(ア) 請求内容

令和4年度に岡崎市総代会連絡協議会と事務委託費として契約された委託契約書類及び決算報告（事業報告書等成果物を含む）書類一式

(イ) 時系列

令和6年4月11日 公文書開示請求書の収受
令和6年4月24日 公文書開示決定通知書の送付
令和6年5月10日 市政情報コーナーにおいて文書の開示

イ 2 件目

(ア) 請求内容

令和3年度及び令和5年度の岡崎市総代会連絡協議会と市政に関する学区総代会、町内会業務委託に係る書類一式

(イ) 時系列

令和6年6月21日 公文書開示請求書の収受
令和6年7月2日 公文書開示決定通知書の送付

令和 6 年 7 月 9 日 市政情報コーナーにおいて文書の開示
ウ 3 件目

(7) 請求内容

令和 6 年度に岡崎市総代会連絡協議会が学区総代会及び町内会に求めた令和 5 年度収支決算書に係る書類及び提出された書類一切

(4) 時系列

令和 6 年 8 月 1 日 公文書開示請求書の收受

令和 6 年 8 月 15 日 公文書不開示決定通知書の送付（請求に係る公文書を作成又は取得していないため）

第 4 監査の結果

1 主文

本件請求を却下する。

2 監査対象事項

(1) 請求人は、市が、令和 3 年度から令和 5 年度に協議会に対して支出した委託料のうち、本件委託料の支出は不当であるから本件委託料は返還されるべきとして、岡崎市長が、協議会と本件町内会に対してその返還を求めることを請求する。

(2) ところで、法第242条第1項によれば、監査の対象は、公金の支出等財務会計上の行為としての作為と財産の管理等を怠る事実としての不作為である。

このうち財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）は、不作為としての性質上、怠る事実が存する限り違法、不当な事実が継続しているため、起算日を設定できず、法第242条第2項の1年の請求期間制限の適用を受けないとされている（最高裁昭和53年6月23日第三小法廷判決）。

他方、前述第3の2(1)で確認したとおり、本件委託料の支出のあった日は、最も遅いもので令和5年12月7日であるから、請求人の請求は、支出のあった日から1年を経過している。したがって、請求人が、本件委託料の支出自体を監査の対象として問題にするのであれば、請求人の請求は、請求期間制限の適用を受けることとなる。

そこで、以下、事実関係の確認の結果を述べた上で、監査の対象に係る請求人の主張とそれに対する監査委員の判断を示す。

3 事実関係の確認

監査委員が確認した事実は、次のとおりである。

(1) 本件委託料の支払について

前述第3の2(1)に記載のあるとおりの日付で委託料が支払われたことを確認した。

(2) 本件委託料に係る公文書開示請求について

前述第3の2(2)に記載のとおり開示請求があり、開示及び不開示の決定があったことを確認した。

(3) 本件委託料の振込口座について

本件町内会において、請求人の主張するように、複数の町内会名義宛での委託料が、同一の口座に支払われているものがあったことを確認した。また、その振込は、町内会名義ごとに作成された口座振込申出書兼受領委任状によって支払われているものであることを確認した。

(4) 本件委託料の返還請求について

岡崎市長は、協議会及び本件町内会に対して、本件委託料の返還請求をしていない。

4 監査委員の判断

(1) 監査の対象に係る請求人の主張

請求人は、請求書において、協議会が実体のない町内会組織を作り本件委託料を詐取したとして、岡崎市長に対し、本件委託料の返還ないし返納（請求人は、「返還」あるいは「返納」と主張するが、実質的には不当利得返還請求を言うものと考えられるため、以下、「返還」ということとする。）をするよう求めているところ、これと請求人の陳述の結果を合わせ考えると、請求人は、監査の対象に係る事実として、岡崎市長が、詐取された本件委託料の返還請求を怠っているという不作為（怠る事実）を問題にする趣旨と理解できる。

もっとも、怠る事実を監査請求の対象とするものであったとしても、請求人の主張は、本件委託料の支出が詐取されたものであることによって市に発生する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を対象とするものであるので、岡崎市長の上記不作為に対する監査を遂げるためには、市の協議会に対する本件委託料の支出行為が違法又は不当であるか否かを判断しなければ、岡崎市長の不作為の監査を遂げることができないという関係にある。

したがって、請求人の主張する監査対象事実を客観的、実質的にみれば、本件委託料の支出行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ない。

(2) 判断

以上を前提として、以下、判断する。

(1)のとおり、請求人の請求は、監査の対象となる事実として、岡崎市長

が、協議会から詐取された本件委託料の返還請求を怠っているという怠る事実を対象としていると理解できるが、怠る事実であっても財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とするものについては、財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として監査請求期間の規定を適用すべきである（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決）。

また、どのような場合に期間制限のない怠る事実と判断されることになるかの基準とされているのは、当該怠る事実の前提となる公金の支出等の財務会計行為が財務会計法規上の義務に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にあるかないか、とされている。当該怠る事実の前提となる公金の支出等の財務会計行為が財務会計法規上の義務に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にない場合がいわゆる真正怠る事実であり、これを判断しなければならない関係にある場合が、いわゆる不真正怠る事実として、法第242条第2項の監査請求期間の制限が及ぶ（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決）というものである。

しかるに、請求人は、協議会が実体のない町内会組織を作り本件委託料を詐取したから、岡崎市長には、協議会及び本件町内会に対して、本件委託料の返還を求めるべきであるにもかかわらずこれを怠っていると主張するのであるが、前述のとおり、その主張する監査対象事実を客観的、実質的にみれば、本件委託料の支出行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ない。

つまり、岡崎市長が、本件委託料の返還請求ができるか否かは、市が当該町内会からの申出によって支払ったことが違法不当である、と言えるかの判断に尽きるのであって、返還請求の前提となる本件委託料の支出が財務会計法規上の義務に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない場合となるので、いわゆる不真正怠る事実と解される。

よって、本件委託料の支出から1年を経過後になされた請求人の請求は、法第242条第2項本文の1年の請求期間制限の適用を受け、かつ、請求人からは、他に同条同項ただし書に定める正当な理由の主張もないため、却下するほかない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求は住民監査請求の対象とはならないと判断し、その余の点について判断するまでもないことから、主文のとおり決定する。